# 東京外環自動車道

# 北千葉ＪＣＴ設計検討業務

## 特記仕様書（案）

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社
関東支社　千葉工事事務所

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　　東京外環自動車道　北千葉ＪＣＴ設計検討業務

１－１－２　路線名　　東関東自動車道　水戸線
一般国道２９８号、一般国道４６４号

１－１－３　履行箇所　　自）千葉県市川市堀之内（STA.72+20）
至）千葉県市川市国分　（STA.84+32）

１－１－４　主な履行内容

| 内訳書の項目 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|
| 道路構造検討 | | |
| 現地踏査 | 1 式 | |
| 設計計画 | 3.17km | |
| 平面・縦断設計 | 3.17km | |
| 1/1000 平面図作成 | 3.17km | |
| 縦断図作成 | 3.17km | |
| 横断図作成 | 3.17km | |
| 用排水設計 | 3.17km | |
| 工事用概算数量算出 | 3.17km | |
| 施工ステップ検討 | 1 式 | |
| 附帯工設計 | | |
| 調整池移設検討 | 1 式 | |
| 水路移設検討 | 1.00km | |
| 市道切回し検討 | 2.10km | |
| 概略工事用道路検討 | 0.40km | |
| 電線共同溝移設検討 | 1 箇所 | |
| 国道２９８号交差点規制検討 | 3 箇所 | |
| 設計協議説明用図面作成Ａ | 9 枚 | |
| 設計協議説明用図面作成Ｂ | 14 枚 | |
| 構造物設計 | | |
| 歩道橋機能補償検討 | 1 式 | |
| 仮設構造物設計 | 6 箇所 | |
| 潜函工法検討 | 3 基 | |
| 調査計画（実施調査計画Ａ） | 3.17km | |
| 調査計画（水文調査計画案） | 3.17km | 水文調査 |
| 地下水位影響検討（影響予測解析） | 1.96km2 | |
| 地下水位影響検討（水文総合解析） | 1.96km2 | |
| 地盤沈下検討（沈下解析） | 9 断面 | |
| 地盤沈下検討（対策工法の検討） | 9 対策箇所 | |
| 設計打合せ | 1 式 | |

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（様式―２）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から１２０日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から７６０日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び５－２－３「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

| 貸与資料 | 調査等業務名 | 貸与予定日 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 報告書 | 平成２９年度関東支社管内道路構造検討業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | 千葉工事事務所管内　道路構造検討業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | 千葉工事事務所管内　航空レーザ測量 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | 東京外環自動車道<br>北千葉ＪＣＴ道路概略設計業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | 東京外環自動車道<br>北千葉ＪＣＴ土質地質調査 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｈ２０外環道路構造検討他設計業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｈ２３外環道路構造修正他設計業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｈ２６千葉外環電線共同溝修正設計業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｒ４北千葉道路構造に関する地下水影響<br>検討業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｒ５北千葉道路（市川・松戸）地質調査業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｒ５北千葉道路（市川・松戸）トンネル詳細<br>設計業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 報告書 | Ｒ５北千葉道路（市川・松戸）道路予備修正設<br>計他業務 | 契約締結後 | 電子成果品 |
| 資料 | 東京外環自動車千葉県区間<br>建設事業誌（抜粋版） | 契約締結後 | 電子データ |

１－６　受注者相互の協力

共通仕様書１－２０「受注者相互の協力」に示す、「隣接または関連の調査等の受注者」は、下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

| 調査等業務名 | 履行期間 | 受注者 | 発注機関 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 東京外環自動車道<br>市川南地区電線共同溝工事 | 令和6年6月19日<br>～<br>令和10年4月28日 | 大林道路(株) | 東日本高速道路<br>(株) | 隣接施工 |
| 東京外環自動車道<br>三郷管内舗装補修工事 | 未定 | 未定 | 東日本高速道路<br>(株) | 隣接施工 |
| Ｒ８首都国道管内維持工事 | 令和8年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 常盤工業<br>(株) | 国土交通省<br>関東地方整備局<br>首都国道事務所 | 隣接施工 |
| Ｒ７国道２９８号千葉外環<br>外環境整備他工事 | 令和8年4月10日<br>～<br>令和9年3月17日 | 日工建設<br>(株) | 国土交通省<br>関東地方整備局<br>首都国道事務所 | 隣接施工 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ｒ８北千葉道路整備計画検討他業務 | 令和8年6月6日<br>～<br>令和9年2月28日 | 八千代エンジニヤリング（株） | 国土交通省<br>関東地方整備局<br>首都国道事務所 | 隣接業務 |
| Ｒ８北千葉道路（市川・松戸）測量業務 | 令和8年6月11日<br>～<br>令和8年12月28日 | サン・ジオテック（株） | 国土交通省<br>関東地方整備局<br>首都国道事務所 | 隣接業務 |

１－７　計画工程表

１－７－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式―１）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書１－９－３「照査の実施」に基づく照査の実施時期、及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

| 設計種別 | 項目 | 備考 |
|---|---|---|
| 道路構造検討 | 現地踏査 | |
| | 設計計画 | |
| | 図面作成（平面図、縦断図、横断図） | |
| | 施工ステップ検討 | |
| 附帯工設計 | 調整池移設検討 | |
| | 水路移設検討 | |
| | 市道切回し検討 | |
| | 概略工事用道路検討 | |
| | 電線共同溝移設検討 | |
| | 国道２９８号交差点規制検討 | |
| | 設計協議説明用図面作成Ａ | |
| | 設計協議説明用図面作成Ｂ | |
| 構造物設計 | 歩道橋機能補償検討 | |
| | 仮設構造物設計 | |
| | 潜函工法検討 | |
| | 調査計画（実施調査計画Ａ） | 水文調査 |
| | 調査計画（水文調査計画案） | |
| | 地下水位影響検討（影響予測解析） | |
| | 地下水位影響検討（水文総合解析） | |
| | 地盤沈下検討（沈下解析） | |
| | 地盤沈下検討（対策工法の検討） | |

１－７－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

１－８　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

１－９　生成ＡＩの利活用

１－９－１　本業務での生成ＡＩの取扱い

本業務において生成ＡＩを用いた成果品等を作成する場合には、利用範囲を受発注者間で協議するものとする。

協議を踏まえ、受注者は「生成ＡＩ利活用計画書兼チェックリスト」（様式－３）を作業計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

なお、生成ＡＩを用いた成果品等とは、報告書・設計成果に直接影響するものとし、報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類等を想定している。

１－９－２　生成ＡＩ利活用における情報漏えいリスク対策への留意事項

受注者は作業計画書の作成にあたり、生成ＡＩを業務の履行に際して利活用する場合には情報漏えい防止対策の強化に関する事項に「生成ＡＩを利活用することによるリスク対策等」を明示する。

１－９－３　生成ＡＩを用いた成果品等の留意事項

受注者は、生成ＡＩを用いた成果品等が契約書第８条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成ＡＩを用いて作成した箇所又は生成ＡＩが成果品等の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果品等に明示することとする。特に画像等で生成ＡＩを利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

１－９－４　機械可読性に配慮した成果品等の作成

受注者は、成果品とりまとめ等にあたり、生成ＡＩ等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。具体的には、以下の対応を含むものとする。

(1) 報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立ての検討
(2) 図表への適切なキャプションやテキストの付与
(3) 報告書の要旨、目次、結論等の主要部分について、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での概要資料の作成
(4) データや図表について、可能な範囲で元データ（ＣＳＶ、ＪＳＯＮ 等）の提供

なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議すること。

１－９－５　生成ＡＩの利活用に要する費用

生成ＡＩの利活用に要する費用は、その他原価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第２章　業務細部に関する事項

２－１　業務の内容

本業務は、東京外環自動車道（東関東自動車道水戸線）において連絡等施設「北千葉ＪＣＴ（仮称)」(以下「北千葉ＪＣＴ」という）の施工にあたって、施工上支障となりうる道・水路等の地上交差物、地下排水路、横断歩道橋等地上構築物の管理者との協議を行うための協議用図面を作成する。その協議結果及び過年度施工した地下構築物に配慮した各ランプの施工方法について検討し、事業用地内に収まる最適な道路構造とするとともに全体の概算建設費の算出を行うものである。

主な検討内容は、地下函体の施工にあたり地上及び地下の支障物、仮設工法を考慮した施工性、安全性、経済性の観点から地下函体を構築するための開削工法、推進工法及びシールド工法について必要な仮設工法も含めて検討する。

あわせて、既設歩道橋の機能補償検討、地下水位影響検討及び地盤沈下検討を行うものとする。

２－２　適用すべき諸基準

共通仕様書５－２－１「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

| 名称 | 発行元 | 発行年月日 |
|---|---|---|
| 土木設計業務等共通仕様書 | 国土交通省関東地方整備局 | 令和 8 年 4 月 |
| 電線共同溝参考資料（案） | 国土交通省関東地方整備局 | 令和 1 年 12 月 |
| 無電柱化に関する事例集　付録：浅層埋設区間の防護方法（案） | 国土交通省国土技術政策総合研究所 | 平成 26 年 3 月 |
| 立体横断施設技術基準・同解説 | 日本道路協会 | 昭和 54 年 1 月 |
| 防災調節池等技術基準（案） | 日本河川協会 | 平成 19 年 9 月 |
| 流域貯留施設等技術指針（案） | 雨水貯留浸透技術協会 | 令和 3 年 2 月 |

２－３　道路構造検討

道路構造検討とは、共通仕様書５－４－５幅杭設計を準用し、過年度成果、路線測量、協議用図面作成、土質地質調査及び設計協議等の資料に基づいて、縮尺１：１，０００の実測地形図を使用し、北千葉ＪＣＴランプの施工にあたり、必要となる支障物の移設等を考慮し、最適な地下構造物（ＪＣＴの避難通路及び料金所のアクセス路を含む）の形式を選定するものをいう。

２－３－１　設計条件

設計条件は、次のとおりとする。

（１）本線（東関東自動車道　水戸線）

１）道路規格　　：　第1種　第3級　A規格

２）設計速度　　：　V=80km/h

３）車線数　　：　2方向、4車線

（２）連絡施設（北千葉ＪＣＴ：ランプ）

１）ランプ規格　：　A規格

２）設計速度　　：　50km/h

（３）一般部（一般国道２９８号）

１）道路規格　　：　第4種　第1級
２）設計速度　　：　V=60km/h
３）車線数　　：　2方向、4車線

（４）一般部（一般国道４６４号）
１）道路規格　　：　第4種　第1級
２）設計速度　　：　V=60km/h
３）車線数　　：　2方向、4車線

２－３－２　現地踏査

現地踏査は、共通仕様書５－４－５幅杭設計（１）に加え、特に過年度成果にて計画されているＪＣＴ構造物の位置に近接する既設構造物（外環本線函体、地中連壁、横断歩道橋、どうめき水路、調整池、電線共同溝、上水道、下水道）および既設道路（一般国道298号、市川市道）等との近接状況を把握したうえで、地下構造物の施工上の課題点を抽出し、道路構造検討に反映するための基本的事項を把握するものとする。

２－３－３　設計計画

設計計画は、当該設計に必要な資料の収集、整理を行い、道路構造のトンネル工法（開削・非開削・シールド）を比較検討し、工法を確定するとともに構造物の位置、形式及び寸法等を検討するなど当該設計区間の道路構造決定に必要な基本的事項の計画を行うものとする。

なお、主たる設計の開始に先立ち、その計画について監督員と協議しなければならない。

設計計画の検測数量はＡ～Ｄランプ中心線延長（ｋｍ）とする。なお、ランプ中心線延長は、平行式のテーパ部は除くほか、ランプが重複や平行した部分では、いずれか1本の延長とする。また、隣接する北千葉道路（国区間）の延長は含まないものとする。

２－３－４　平面・縦断設計

共通仕様書５－４－５幅杭設計（３）に準ずるものとする。

２－３－５　１／１０００平面図作成

共通仕様書５－４－５幅杭設計（４）に準ずるものとする。

２－３－６　縦断図作成

共通仕様書５－４－５幅杭設計（５）に準ずるものとする。

２－３－７　横断図作成

共通仕様書５－４－５幅杭設計（６）に準ずるものとする。

２－３－８　用排水設計

共通仕様書５－４－５幅杭設計（７）に準ずるものとする。

２－３－９　工事用概算数量算出

共通仕様書５－４－５幅杭設計（９）に準ずるものとする。

２－３－１０　施工ステップ検討

施工ステップ検討とは、過年度業務による施工計画を基に、貸与資料及び本業務で検討する支障物移設等と北千葉ＪＣＴ施工時の関連性を整理したうえで、下記項目についても検討し、北千葉ＪＣＴランプ部の施工における現況から完成までの施工段階毎のクリティカルとなる工種に着目した実現可能な施工ステップ図（全体施工工程、平面図、縦断図、標準横断図）の作成を行うものとする。

○外環本線函体・付属物への影響

・外環躯体とＪＣＴランプ躯体の接続部の施工を踏まえた一般道の規制方法
・外環施工時に残置された既存地中連壁を考慮した開削施工時の土留め配置計画
・外環躯体側面部掘削時の施工時荷重を踏まえた補強対策方法
・外環躯体とランプ躯体の近接部（狭隘箇所）の施工性
・ＪＣＴランプ施工時の土留壁と既設躯体の接続部止水対策方法
・Ｂランプの外環本線下越し部の躯体築造ヤード、掘削・推進ヤードの配置
・Ｂランプの外環本線下越し時の中間杭切断時の遮水対策
・支障移設やランプの交差等を考慮した各ランプの施工順序
・料金所部函渠～Ｃランプの施工時における隣接民地出入り動線
・ＪＣＴランプ排水ピット位置、規模

○シールド工法施工条件

発進、到達立坑の配置
シールドマシン転用の可否

なお、検討条件及び検討案数について監督員より追加の指示があった場合は、受注者はその指示に従うものとする。また、設計打合せの結果、立案した施工計画内容に変更が生じた場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

検測数量は、設計数量１式とする。

| 項目 | 設計内容 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 施工ステップ検討 | 支障物移設等を踏まえたＪＣＴ全体の施工ステップ図（平面図、標準横断面図、縦断図）全体施工工程 | １式 | 過年度成果に加え、本業務による各設計計画を反映したもの。 |

２－４　附帯工設計

２－４－１　調整池移設検討

調整池移設検討とは、貸与資料に基づき、北千葉ＪＣＴ用地内で供用中の調整池（堀之内調整池）について、北千葉ＪＣＴの各施工ステップを踏まえて、雨水調節機能を確保できる調整池配置（案）を立案し、構造性、施工性、経済性を含めた比較検討のうえ最適案を選定するものをいう。なお、調整池移設箇所については事業用地外も検討案に含めるものとする。

調整池移設検討にあたっては、土木設計業務等共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）第６４３１条調整池予備設計に準ずるものとする。

検測数量は、設計数量（式）とする。

２－４－２　水路移設検討

水路移設検討とは、共通仕様書５－５－３付替・取付道水路設計に加え、貸与資料に基づき、供用中水路の付替え検討を、北千葉ＪＣＴの各施工ステップを踏まえて、図面作成、流量計算、数量の算出、概算工事費を算出し最適案を選定するものをいう。

本設計は下表に示すとおり行うものとする。

検測数量は、設計数量（ｋｍ）とする。

| 位置番号 | 延長（km） | 備考 |
|---|---|---|
| どうめき水路１ | 0.10km | |
| どうめき水路２ | 0.60km | |
| どうめき水路３ | 0.20km | |
| どうめき水路４ | 0.04km | |
| どうめき水路５ | 0.06km | |
| 計 | 1.00km | |

※本特記仕様書２－３－１０施工ステップ検討により、水路移設が複数回に及ぶ場合は、設計延長について、監督員と協議するものとする。

２－４－３　市道切回し検討

市道切回し検討とは、共通仕様書５－５－３付替・取付道水路設計に加え、貸与資料に基づき、供用中市道の付替え検討を北千葉ＪＣＴの各施工ステップを踏まえて、図面作成、数量の算出、概算工事費を算出し最適案を選定するものをいう。

本設計は下表に示すとおり行うものとする。

検測数量は、設計数量（ｋｍ）とする。

| 路線名称 | 延長（km） | 備考 |
|---|---|---|
| 市川市道1018号線 | 0.14km | |
| 市川市道1028号線 | 0.32km | |
| 市川市道1055号線 | 0.15km | |
| 市川市道0130号線 | 0.08km | |
| 市川市道0233号線 | 0.32km | |
| 市川市道（認定外1～7） | 1.09km | |
| 計 | 2.10km | |

※本特記仕様書２－３－１０施工ステップ検討により、市道切回しが複数回に及ぶ場合は、設計延長について、監督員と協議するものとする。

２－４－４　概略工事用道路検討

概略工事用道路検討とは、共通仕様書５－５－５工事用道路設計に加え、貸与資料に基づき、工事用道路の検討を北千葉ＪＣＴの各施工ステップを踏まえて、図面作成、数量の算出、概算工事費を算出し最適案を選定するものをいう。

本設計は下表に示すとおり行うものとする。

検測数量は、設計数量（ｋｍ）とする。

| 位置番号 | 設計区分 | 延長（km） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 工事用道路１ | 工事用道路設計Ａ<br>概略設計 | 0.17km | |
| 工事用道路２ | | 0.21km | |
| 工事用道路３ | | 0.02km | |
| 計 | | 0.40km | |

※本特記仕様書２－３－１０施工ステップ検討により、工事用道路が複数回に及ぶ場合の設計延長については、監督員と協議するものとする。

２－４－５　電線共同溝移設検討

電線共同溝移設検討とは、貸与資料に基づき、供用中電線共同溝の移設検討を、北千葉ＪＣＴの各施工ステップを踏まえて、図面作成、数量の算出、概算工事費を算出し最適案を選定するものをいう。

電線共同溝移設検討にあたっては、土木設計業務等共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）第６５１５条電線共同溝予備設計に準ずるものとし、下表に示すとおり行うものとする。なお、現地踏査については、本特記仕様書２－３－２現地踏査で実施しているため、見込まないものとする。

検測数量は、設計数量（箇所）とする。

| 項目 | 区分 | 数量 | 設計延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 電線共同溝移設検討 | 設計計画 | 1箇所 | 1,000m超～1,500m以下 | 歩掛は土木設計業務等標準積算基準書（電線共同溝予備設計）を準用 |
| | 設計条件の整理検討 | | | |
| | 平面・縦断線形設計 | | | |
| | 管路部設計 | | | |
| | 特殊部設計 | | | |
| | 地上機器部設計 | | | |
| | 概算工事費算出 | | | |
| | 関係機関との協議資料作成 | | | |
| | 照査 | | | |
| | 報告書作成 | | | |

| 位置番号 | 延長（km） | 備考 |
|---|---|---|
| 電線共同溝１ | 0.04km | |
| 電線共同溝２ | 0.59km | |
| 電線共同溝３ | 0.14km | |
| 電線共同溝４ | 0.09km | |
| 電線共同溝５ | 0.39km | |
| 電線共同溝６ | 0.05km | |
| 計 | 1.30km | |

※本特記仕様書２－３－１０施工ステップ検討により、電線共同溝の移設が複数回に及ぶ場合は、箇所数及び設計延長について、監督員と協議するものとする。

２－４－６　国道２９８号交差点規制検討

国道２９８号交差点規制検討とは、貸与資料に基づき、国道２９８号と市道交差点（開削影響範囲等）について、北千葉ＪＣＴ施工中に周辺交通機能を確保するための検討を、北千葉ＪＣＴの施

工ステップ毎に行うものをいう。

なお、国道２９８号交差点規制検討にあたっては地表状況（交通状況、環境状況等）及び施工性、安全性、経済性を考慮し、必要に応じて路面覆工の設計計画及び図面作成、概算数量の算出、概算工事費を算出したうえで最適案の選定を行うものをいう。

また、国道２９８号交差点規制検討にあたっては、土木設計業務等共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）第６４１２条平面交差点予備設計に準ずるものとし、下表に示すとおり行うものとする。なお、現地踏査については、本特記仕様書２－３－２現地踏査で実施しているため見込まないものとする。

検測数量は、設計数量（箇所）とする。

| 項目 | 区分 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 国道298号交差点規制検討 | 設計計画 | 3箇所 | 歩掛は土木設計業務等標準積算基準書（平面交差点予備設計）を準用 |
| | 平面・縦断設計 | | |
| | 横断設計 | | |
| | 交差点容量・路面標示 | | |
| | 設計図 | | |
| | 関係機関との協議資料作成 | | |
| | 数量計算 | | |
| | 概算工事費算出 | | |
| | 照査 | | |
| | 報告書作成 | | |

交差点規制検討箇所

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 中国分小学校前交差点 | 市川市道0130号との交差部（STA.80+75） |
| 堀之内一丁目交差点 | 市川市道1055号との交差部（STA.77+45） |
| 市川考古博物館交差点 | 市川市道1377号との交差部（STA.75+15） |

※本特記仕様書２－３－１０施工ステップ検討により、交差点規制が複数回に及ぶ場合の設計延長については、監督員と協議するものとする。

２－４－７　設計協議説明用図面作成

設計協議説明用図面作成は次に示すとおり行うものとする。

| 単価表の項目 | 枚数 | 作成難易度 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 設計協議説明用図面作成Ａ | ９ | 普通 | 仮設調整池検討図　３枚 |
| | | | 水路仮移設検討図　３枚 |
| | | | 市道仮切回し検討図　３枚 |
| 設計協議説明用図面作成Ｂ | １４ | 複雑 | 完成調整池計画図　３枚 |
| | | | 水路本復旧計画図　３枚 |
| | | | 市道本復旧計画図　３枚 |
| | | | インフラマップ（1/1,000）５枚 |

２－５　構造物設計

２－５－１　歩道橋機能補償検討

（１）　歩道橋機能補償検討とは、北千葉ＪＣＴのＣ・Ｄランプの外環接続部付近の国道２９８

号を跨ぐ既設歩道橋（なかこくにこにこ歩道橋）について、共通仕様書５－７－５橋梁概略型式検討に準じて、既存の設計図書、測量及び土質調査等の結果並びに交差構造物や近接構造物を踏まえ、北千葉ＪＣＴの施工等の制約を考慮し、既設歩道橋の機能補償計画に必要な資料を作成することをいう。なお、機能補償計画の決定にあたっては、それぞれの検討案における施工時の安全性、経済性、施工性を踏まえ比較検討するものとする。また、歩道橋機能補償計画の策定にあたっては、隣接する小学校の通学路利用の実態を考慮するものとする。

（２） 機能補償計画は、既設歩道橋の活用・復旧、撤去・仮設歩道橋の設置及び復旧、歩道橋の移設等の案を比較検討するものとし、北千葉ＪＣＴ及び歩道橋の施工時における歩行者動線計画も踏まえ検討するものとする。

（３） 歩道橋を復旧する場合は、外環道建設当時の計画思想を踏襲することを原則とする。

（４） 歩道橋機能補償検討には、前述の目的を達成するため、概略構造計算、概略図作成等、１橋当りの歩道橋機能補償検討に必要なすべての費用を含むものとする。ただし、一般図の作成は見込まないものとする。

（５）検測数量は、設計数量（式）とする。

（６）検討項目数及び内容については、下記に示すとおりとする。

（Ⅰ）北千葉ＪＣＴ及び歩道橋の施工中における歩行者動線切り替え計画の策定

（Ⅱ）機能補償計画（案）の作成及び比較検討

（Ⅲ）上記（Ⅱ）に基づく施工計画の選定

（Ⅳ）上記（Ⅱ）に基づく概算工事費の算出

（Ⅴ）上記（Ⅱ）に基づく概略構造検討及び概略図作成

※機能補償計画により、検討項目数及び検討内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

２－５－２　仮設構造物設計

仮設構造物設計とは、貸与資料及び過年度設計計画に基づき、北千葉ＪＣＴランプ部及び料金所部について、地下函体施工時の開削施工を想定し、連続地中壁による仮設土留め構造の検討を行うものをいう。

また、地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の安全性、経済性、施工性を考慮した地中連壁の施工ヤードの配置計画を検討し、また、概算工事費の算出に必要となる施工ステップ図を作成し、概算数量を算出するものとする。

検討箇所は下表に示す箇所について行うものとする。

| 地点番号 | 対象箇所 | 構造物種別 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | ＡＤランプ合流部<br>（土留壁の深度別に2箇所） | 土留工（深さ8m以上） | 計画設計 |
| 2 | ＡＢＣＤランプ並行部<br>（土留壁の深度別に2箇所） | 土留工（深さ8m以上） | 計画設計 |
| 3 | ＢＣランプ分流部（料金所部）<br>（土留壁の深度別に2箇所） | 土留工（深さ8m以上） | 計画設計 |

※土留壁の深度別に２箇所とは、土留壁の根入れ下端をＤｃ４層とするケースとＤｃ５層とするケースを想定している。

２－５－３　潜函工法検討

潜函工法検討とは、過年度業務によるＪＣＴ概略設計をもとに、北千葉ＪＣＴ料金所部地下函体の施工について検討するものとする。連続地中壁による開削工法とは別に、下表に示すブロック毎に潜函工法（ニューマチックケーソン）による施工を検討し、本特記仕様書２－５－５地下水位影響検討及び本特記仕様書２－５－６地盤沈下検討も踏まえ、概算工事費を求めたうえで開削工法との工法比較を行うものとする。

検測数量は、設計数量（基）とする。

| 地点番号 | 対象箇所 | 構造物種別 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | ＡＤランプ合流部 | ニューマチックケーソン | 計画設計 |
| 2 | ＡＢＣＤランプ並行部 | ニューマチックケーソン | 計画設計 |
| 3 | ＢＣランプ分流部（料金所部） | ニューマチックケーソン | 計画設計 |

２－５－４ 調査計画

調査計画とは、過年度業務によるＪＣＴ概略設計をもとに、本業務による各種検討結果を踏まえ施工中や施工後の地下水影響を想定するものとする。共通仕様書３－４－２調査計画に準じて、既存の調査成果や今回の調査結果、道路構造などに基づいて、道路の計画・設計・施工のための基本資料として、不足する情報や問題点を明確にし、それに対応するための調査を企画する技術業務をいう。

調査計画は、実施調査計画Ａ及び水文調査計画案とする。

（１）実施調査計画Ａ

実施調査計画Ａとは、契約締結後に受注者が現地を確認し、既存の調査結果及び計画されている道路構造などを考慮して実施調査計画案を詳細に立案し、その案に基づいて監督員と協議のうえ、実施調査計画を策定することをいう。

なお、実施調査計画案は、調査目的、調査位置、調査方法及び数量等を詳細に記載し、それぞれ緊急性・必要性などからグレード付けした内容とする。

実施調査計画Ａは、水文調査における実施調査計画をいう。

実施調査計画の検測数量は、調査区間の道路延長（ｋｍ）とする。

（２）水文調査計画案

水文調査計画案とは、地形地質概略調査または詳細調査において、水文に係わる事項が特に問題となると判断され、将来的に水文調査を実施する場合の水文調査計画案を企画することをいう。

この水文調査計画案は、受注者が道路等の計画・設計・施工計画などを把握したうえで、後続調査から工事段階の観測までの水文調査を企画するものとする。ただし、後続調査における調査手法・解析・成果品等は詳細に企画するものとし、後続調査に続く調査から工事段階の観測等までについてはその概要とする。

水文調査計画案の検測数量は、水文調査計画案を企画した区間の道路延長（ｋｍ）とする。

２－５－５　地下水位影響検討

地下水位影響検討とは、共通仕様書３－４－３総合解析（３）水文総合解析に加え、貸与資料及び本特記仕様書２－５－２仮設構造物設計、本特記仕様書２－５－３潜函工法の検討を踏まえ、北千葉ＪＣＴランプ部及び料金所部の施工中・施工後の地下水への影響予測について、

総合的に評価・考察・判定し、地下水の地質構造、透水層・不透水層の構造を明らかにし、報告書に取りまとめるものとする。

影響予測解析の検測数量は、影響範囲の面積（km2）とする。

水文総合解析の検測数量は、影響範囲の面積（km2）とする。

| 種別 | 解析内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 影響予測解析 | 北千葉ＪＣＴ施工中･施工後の地下水位の変動について影響予測解析を行うもの。 | 歩掛は全国標準積算資料土質調査･地質調査（影響予測解析費）を準用 |
| 水文総合解析 | 地下水の賦存状況及び流動状況等の挙動､影響予測解析結果に基づき、総合的に評価・考察・判定し、地下水の地質構造、透水層・不透水層の構造を明らかにし、報告書に取りまとめるもの。 | |

２－５－６　地盤沈下検討

地盤沈下検討とは、共通仕様書３－４－６沈下及び安定解析に基づき、貸与資料及び本特記仕様書２－５－２仮設構造物設計、本特記仕様書２－５－３潜函工法検討、本特記仕様書２－５－５地下水位影響検討等と合わせて､北千葉ＪＣＴランプ部及び料金所部の施工に伴う周辺地盤の沈下解析及び解析結果に基づいての対策工法の検討をいう。

これらの業務の実施に当たっては、土質地質調査結果から得られた地盤条件のほか、設計及び施工計画を考慮して、解析条件、対策工法の選定等についてあらかじめ監督員と打合せを行うものとする。

代表的な解析業務は、下記に示すものを標準とし、その解析内容については監督員の指示によるものとする。

沈下解析の検測数量は、解析を行った断面数（断面）とする。

対策工法の検討における検測数量は、検討を行った箇所数（対策箇所）とする。

| 種別 | 解析内容 |
|---|---|
| 沈下解析 | 地下函体等の施工に伴う周辺地盤の沈下量及び影響範囲を求める。 |
| 対策工法の検討 | 施工性・経済性等を考慮し現地の諸条件に最も適した対策工法を検討する。 |

| 地点番号 | 対象断面（対策箇所） | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | ＡＤランプ合流部<br>（土留壁の深度別に2断面及びニューマチックケーソン1断面） | |
| 2 | ＡＢＣＤランプ並行部<br>（土留壁の深度別に2断面及びニューマチックケーソン1断面） | |
| 3 | ＢＣランプ分流部（料金所部）<br>（土留壁の深度別に2断面及びニューマチックケーソン1断面） | |

２－６　設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め１２回とする。当初の打合せは現地踏査時に行い、打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社千葉工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

２－７ 交通費・宿泊費

技術業務直接経費に計上する交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

２－８　成果品

２－８－１　成果品に関する細部事項

成果品提出部数は、共通仕様書１－４５－５に基づくものとし、報告書はＡ４サイズ、バインダー式、表紙は橙色（アートベラムＶＣ＃２２２）、黒文字製本とする。

成果品は次のとおりとする。

| 設計種別･項目 | 成果品項目 | 出力時の縮尺<br>(分の1) | 出力用紙<br>の大きさ | 作図単位 | 提出<br>部数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路構造検討<br>（特記仕様書<br>２－３－４～２<br>－３－１０） | 平面図 | 2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V:250<br>H:1,250 | A3 | メートル | 1 | |
| | 片勾配摺付計算書 | － | A4 | － | 1 | |
| | 積算横断図 | 500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 路面高土工基準高計算書 | － | A4 | － | 1 | |
| | 用排水系統図 | 2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 流量計算書 | － | A4 | － | 1 | |
| | 工事用概算数量 | － | A4 | － | 1 | |
| | 施工ステップ図 | 適宜 | A3 | メートル | 1 | |
| | 報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 調整池移設検討<br>（特記仕様書<br>２－４－１） | 構造全体概要図 | 適宜 | A3 | メートル | 1 | |
| | 容量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 設計計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 水路移設検討<br>（特記仕様書<br>２－４－２） | 平面図 | 500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V:250または500<br>H:500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 横断図 | 250または500 | A3 | メートル | 1 | |

| 設計種別･項目 | 成果品項目 | 出力時の縮尺<br>(分の1) | 出力用紙<br>の大きさ | 作図単位 | 提出<br>部数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 流量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 市道切回し検討<br>（特記仕様書<br>２－４－３） | 平面図 | 500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V:250または500<br>H:500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 横断図 | 250または500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 概略工事用道路<br>検討<br>（特記仕様書<br>２－４－４） | 平面図 | 500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V:250または500<br>H:500～2,500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 横断図 | 250または500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 電線共同溝移設<br>検討<br>（特記仕様書<br>２－４－５） | 平面図 | 100～250 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V：50～100<br>H：100～250 | A3 | メートル | 1 | |
| | 標準断面図 | 10～20 | A3 | メートル | 1 | |
| | ケーブル収容図 | 10 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 管路部構造図 | 5～10 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 特殊部構造図 | 10～30 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 地上機器部構造図 | 10～30 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 仮設構造図 | 10～20 | A3 | ミリメートル | 1 | 必要とする場合 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 設計概要書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 仮設計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本<br>必要とする場合 |
| 国道２９８号交<br>差点規制検討<br>（特記仕様書<br>２－４－６） | 平面図 | 200～500 | A3 | メートル | 1 | |
| | 縦断図 | V:100<br>H:200～500 | A3 | メートル | 1 | 平面図と同一<br>図面に作成 |
| | 標準横断図 | 50または100 | A3 | メートル | 1 | |
| | 横断図 | 100または200 | A3 | メートル | 1 | |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |

| 設計種別･項目 | 成果品項目 | 出力時の縮尺<br>(分の1) | 出力用紙<br>の大きさ | 作図単位 | 提出<br>部数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 設計協議説明用図面作成<br>（特記仕様書<br>２－４－７） | 設計協議説明用<br>図面作成 | － | A3 | － | 1 | |
| 歩道橋機能補償検討<br>（特記仕様書<br>２－５－１） | 概略図 | － | A3 | メートル | 1 | |
| | 比較一覧表 | － | A3 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 設計計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 施工ステップ図 | 適宜 | A3 | メートル | 1 | 製本 |
| 仮設構造物設計<br>（特記仕様書<br>２－５－２） | 一般図 | 500、1,250 | A3 | メートル | 1 | |
| | 構造一般図 | 125、250、500 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 構造主断面一般図 | 50、75、125 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 計画概要書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 設計計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 施工ステップ図 | 適宜 | A3 | メートル | 1 | 製本 |
| 潜函工法検討<br>（特記仕様書<br>２－５－３） | 一般図 | 500、1,250 | A3 | メートル | 1 | |
| | 構造一般図 | 125、250、500 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 構造主断面一般図 | 50、75、125 | A3 | ミリメートル | 1 | |
| | 計画概要書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 数量計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 概算工事費 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 設計計算書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 施工ステップ図 | 適宜 | A3 | メートル | 1 | 製本 |
| 調査計画<br>（特記仕様書<br>２－５－４） | 実施調査計画Ａ<br>調査報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 水文調査計画案調査報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 地下水位影響検討<br>（特記仕様書<br>２－５－５） | 影響予測解析報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 水文総合解析報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| 地盤沈下検討<br>（特記仕様書<br>２－５－６） | 沈下解析報告書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |
| | 対策工法検討書 | － | A4 | － | 1 | 製本 |

## 第３章　補足事項

### ３－１　業務内容の変更及び追加について

本業務においては、次の各号に掲げる事項について、業務内容の変更及び追加を行う場合があるが、これについて受注者は、監督員と綿密な連絡を取ると共に、監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議のうえ定めるものとする。

（１）　関係機関との協議等により設計を追加・変更する必要が生じた場合、各設計項目に反映させ施工計画も併せて検討するものとする。なお、それにより設計数量等が追加、変更となる場合がある。

（２）　本業務において、連絡等施設設計及び附帯工設計、構造物設計は、それぞれの検討に基づき、施工計画を検討するものであるため、最適（案）に基づき設計数量等が変更となる場合がある。

（３）　関係機関協議により、本線料金所付近の設計検討等を追加する場合がある。

●●自動車道　▲▼地区基本設計　設計工程表（案）

【様式－1】

（全体履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）
（実履行期間）　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日（　日間）

## 1土質調査業務

| 項目＼日程 | 計画準備 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．調査計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2．既往資料（貸与資料）の確認・整理 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3．調査業務 | | | | | | | | | | | | | | |
| 準備及び跡片付け | | | | | | | | | | | | | | |
| 地形地質踏査等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査ボーリング | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準貫入試験 | | | | | | | | | | | | | | |
| 孔内水平載荷試験 | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場透水試験 | | | | | | | | | | | | | | |
| 水位観測 | | | | | | | | | | | | | | |
| 土質・岩石試験 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国土基盤情報データベース | | | | | | | | | | | | | | |
| 4．技術業務 | | | | | | | | | | | | | | |
| 安定解析 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5．施工への申送り事項 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6．照　査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7．報告書作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8．監督員による成果品確認 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9．電子成果品作成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10．打合せ | | ● | | | | | | ● | | ● | ● | | | |
| 11．業務検査・完了検査 | | | | | | | | | | | | 業務内容確認検査● | ●完了検査 | |

## 2 貸与資料

| 項目＼日程 | 貸与の有無 | 貸与時期 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．地形地質 | 有・無 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・予備調査 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| ・概略調査 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 2．○○地区路線測量 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・地形図（1：1000） | 有・無 | 令和○年○月 予定 | | | | | | | | | | | | | |
| ・実測縦断図 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| ・実測横断図 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| ・座標計算書 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| 3．土質調査報告書 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○○地区第一次土質 | 有・無 | 契約締結から7日間以内 | | | | | | | | | | | | | |
| △△地区構造物基礎調査 | 有・無 | 令和○年○月 予定 | | | | | | | | | | | | | |

## 3関連業務

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | 実施会社名 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．地形地質 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1．○○自動車道 △△地区付加車線道路詳 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2．○○自動車道 ○○地区用地詳細測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3．○○自動車道 ◇◇地区用地詳細測量 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4．○○自動車道 ☆☆～○○間水文調査 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | | | | | | | | | | | | | | |

## 4関係機関協議

| 項　目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | 凡例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1.交差管理者協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 河川 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 用水路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 排水路 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 水道 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 2.警察協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 3.地元協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 4.その他基本事項協議 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |

## 5その他基本事項

| 項　目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | ○月 | 凡例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1○○に関する技術的検討 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 受注者 | | | | | | | | | | | | | |
| 2○○に関する技術的判断 | 有・無 | ○年○月 ～ ○年○月 | 発注者 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

## 6 協議内容、結果等

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 協議内容経緯等 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 | ○月○日<br>①協議場所、出席者<br><br>②協議結果 |

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）
① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務などの円滑関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 所定の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議時ならびに都度の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

【様式－２】

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社　　支社（事務所）
支社長（所長）　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日
令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）
（1．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）
（1．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期
令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期
令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）
（1．契約保証取得の日の翌日）　　（3－2．受注者が設定した業務の終期）

以　上

【様式－３】

# 生成AI利活用計画書 兼 確認チェックリスト

【記入・確認方法】受注者は「計画書記載内容」を記入し、各確認項目を自己確認（チェック欄に記入）してください。発注者は受注者の記載内容を確認（チェック欄に記入）してください。

| 区分 | 計画書記載内容（受注者記入） | No. | 確認項目・確認の視点 | 受注者チェック | 発注者チェック | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 利用目的 | 生成AIを利用する目的・理由を具体的に記載してください。<br>・本業務との関係<br>・期待する効果<br>・再委託先が利用する場合は、その目的 | 1-1 | 生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか | □ | □ | |
| | | 1-2 | 利用目的が本業務の内容と整合しているか | □ | □ | |
| | | 1-3 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか | □ | □ | |
| 2. 利用予定範囲 | 生成AIを使用する範囲を具体的に記載してください。<br>・使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成補助等）<br>・対象とするデータ（種類・内容）<br>・作業の概要（どのようにAIを使うか）<br>・再委託先が利用する場合は、その利用範囲 | 2-1 | 使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか | □ | □ | |
| | | 2-2 | 対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 2-3 | 作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか | □ | □ | |
| | | 2-4 | 利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか | □ | □ | |
| | | 2-5 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか | □ | □ | |
| 3. 利用予定の生成AIサービス名 | 利用予定の生成AIサービスについて記載してください。<br>・サービス名称／提供元<br>・利用形態（クラウド、オンプレミス等）<br>・複数のLLMを用いるサービスの場合も、そのサービス名<br>・再委託先が利用する場合は、利用サービス名・利用形態 | 3-1 | サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか | □ | □ | |
| | | 3-2 | 複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか | □ | □ | |
| | | 3-3 | 利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 3-4 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか | □ | □ | |
| 4. 入力情報の取扱い | 入力情報の取扱いについて記載してください。<br>・個人情報は原則入力しない方針<br>・入力する場合の理由、範囲、対策<br>・入力データをAI学習に利用させない措置と根拠<br>・再委託先における取扱い | 4-1 | 個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか） | □ | □ | |
| | | 4-2 | 個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか | □ | □ | |
| | | 4-3 | 入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 4-4 | 学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか | □ | □ | |
| | | 4-5 | 再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか | □ | □ | |
| 5. リスク対策 | リスク対策を具体的に記載してください。<br>・情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）<br>・利用履歴の保存方法、保存期間、削除方針と根拠<br>・誤情報／誤解誘導リスクへの検証・レビュー体制<br>・再委託先における対策 | 5-1 | 情報漏えい防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-2 | 情報漏えい防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか | □ | □ | |
| | | 5-3 | 生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-4 | 利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか | □ | □ | |
| | | 5-5 | 誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-6 | レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか | □ | □ | |
| | | 5-7 | 再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか | □ | □ | |
| 6. 発注者との協議内容 | 発注者との協議状況を記載してください。<br>・事前協議の実施有無<br>・協議に基づく条件・制限事項<br>・未協議事項と今後の協議予定 | 6-1 | 生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか | □ | □ | |
| | | 6-2 | 協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか | □ | □ | |
| | | 6-3 | 記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか | □ | □ | |
| | | 6-4 | 未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか | □ | □ | |
| 7. その他 | その他の事項を記載してください。<br>・再委託先での生成AI利用の有無と反映状況<br>・継続的な見直し・報告の予定 | 7-1 | 再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか | □ | □ | |
| | | 7-2 | 再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか | □ | □ | |
| | | 7-3 | 継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか | □ | □ | |
| 8. 成果品等に関する確認（特記仕様書との整合） | 生成AIを利用して作成する成果品等の取扱いを記載してください。<br>・生成AI利用の明示方法<br>・生成画像等への注釈<br>・第三者の権利への配慮<br>・機械可読性に配慮した成果品等の構成 | 8-1 | 生成AIを利用して作成した成果品等について、その旨を明示する方針が示されているか | □ | □ | ※生成AIによる生成物を成果品等の一部とする場合 |
| | | 8-2 | 生成画像等を成果品等に使用する場合、生成AI利用の旨を注釈として付す方針が記載されているか | □ | □ | ※成果品等の一部に生成AI画像等を使用する場合 |
| | | 8-3 | 第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか | □ | □ | ※特に留意する業務の場合 |
| | | 8-4 | 機械可読性への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか | □ | □ | ※成果品等とりまとめ時の協議事項として確認 |

**【備考】**

・本計画書は、作業計画書の添付資料として発注者に提出してください。
・発注者との協議により、記載内容の修正・追記を求められる場合があります。
・生成AIの利用にあたっては、情報セキュリティ、個人情報保護、公正性／正確性の確保に最大限留意してください。
・チェック欄は「□：未確認」「☑：確認済」「－：該当なし」から選択してください。